

邑楽町訪問型サービス(独自)サービスコード表

訪問介護従前相当サービス事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		90%	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		90%	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		90%	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		90%	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		90%	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		90%	123	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	90%		1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	90%		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算	90%		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	90%		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	90%		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	90%		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	90%		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	90%	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	90%	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	90%		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	90%		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	90%		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	90%		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	90%		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	90%		

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%または70%となる場合があります。

邑楽町通所型サービス(独自)サービスコード表

通所介護従前相当サービス事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス1	通所型サービス費(独自)	1,672単位	90%	1,672	1月につき	
A6	1112	通所型サービス1日割		55単位	90%	55	1日につき	
A6	1121	通所型サービス2		3,428単位	90%	3,428	1月につき	
A6	1122	通所型サービス2日割		113単位	90%	113	1日につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	90%		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	90%		1日につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	90%	-376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	90%	-752	
A6	5010	通所型生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	90%	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	90%	225	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	90%	240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	90%	50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	90%	200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	90%	150	
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	90%	160	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	90%	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	90%	480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	90%	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	90%	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	90%	120	
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	90%	88
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位加算	90%	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	90%	72
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算	90%	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	事業対象者・要支援1	48単位加算	90%	48
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22		事業対象者・要支援2	96単位加算	90%	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	90%	24
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算	90%	48	
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	90%	100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1				200単位加算	90%	200
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	90%	100	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	90%	20	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	90%	5	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	90%	40	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	90%		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	90%		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	90%		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	90%		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	90%		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	90%	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス1・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	90%	1,170	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			55単位		90%	39	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428単位		90%	2,400	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			113単位		90%	79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A6	9001	通所型サービス1・人欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	90%	1,170	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			55単位		90%	39	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428単位		90%	2,400	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			113単位		90%	79	1日につき

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%または70%となる場合があります。

邑楽町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	438単位	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算		300単位加算	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	委託連携加算		300単位加算	